

「金融専門人材に関する研究会」における
議論の状況について

「金融専門人材に関する研究会」の開催について

平成 19 年 11 月 19 日

我が国金融・資本市場の競争力強化を実現するためには、市場の発展を担う人材の確保・育成が急務であり、また、市場参加者においても当局においても共通のコンプライアンス感覚を有する人材が確保されることは、より良い規制環境（ベター・レギュレーション）の実現に資するものと考えられます。

こうした観点から、我が国金融システムを担う専門人材に必要とされる知識及び資質についての幅広い検討を行うため、金融庁金融研究研修センター（センター長：吉野直行慶應義塾大学教授）において、「金融専門人材に関する研究会」を開催いたします。今後、原則として月 1～2 回程度開催する予定です。

なお、同研究会のメンバーは下記のとおりです。

記

- (メンバー) 井上正仁 (東京大学大学院法学政治学研究科長)
加藤哲夫 (早稲田大学法学学術研究院 教授)
川北英隆 (京都大学大学院経営管理研究部 教授)
川本裕子 (早稲田大学大学院ファイナンス学科 教授)
國部毅 (全国銀行協会企画委員長)
久保田政一 (㈱日本経済団体連合会 常務理事)
斎藤静樹 (明治学院大学経済学部 教授)
新橋健一 (日本証券業協会 政策本部長)
土本清幸 (東京証券取引所自主規制法人 常任理事)
藤沢久美 (シンクタンク・ソフィアバンク 副代表)
吉野直行 (慶應義塾大学経済学部 教授)

(敬称略・五十音順)

- (オブザーバー) 大藤俊行 (金融庁総務企画局総括審議官)
大森泰人 (金融庁総務企画局企画課長)
河本光博 (金融庁監督局証券課課長補佐)
鳩間正也 (金融庁総務企画局総務課総括主査)

※ メンバーは今後の議論の進展に応じて、追加の予定。

(お問い合わせ先)
金融庁金融研究研修センター
Tel: 03-3506-6000 (代表)
総務企画局企画課研究開発室(内線 3293)

金融専門人材に関する研究会 開催実績

第1回 平成19年11月19日（月）

- （議題）
1. 金融専門人材の育成に関する基本的考え方について
 2. 今後の検討課題について
 3. 基本コンセプトについて
（フリーディスカッション）
 4. その他

第2回 平成19年12月14日（金）

- （議題）
1. 金融専門人材に必要な能力・資質について
（ゲスト・スピーカー：ゴールドマン・サックス証券(株)
投資銀行部門M&A統括責任者MD 矢野佳彦 氏）
 2. 基本コンセプトについて
 3. その他

今後の検討課題

基本コンセプト

1. 期待される役割

- ・ 金融機関等の経営
- ・ 金融機関等のコンプライアンス、財務会計、リスク管理
- ・ 上場企業の経営、財務会計、財務分析
- ・ 金融庁や自主規制機関の検査・監督、企画立案

2. 求められる資質

- ・ 金融関連法制
- ・ 財務会計、財務分析
- ・ 経営、マネージメント
- ・ 金融論、経済理論、ファイナンス
- ・ コンプライアンス・職業倫理
- ・ 外国語

論 点

1. 資格の位置付け

(1) 資格の種類

- ・ 国家資格(弁護士、公認会計士、気象予報士、保育士等)
- ・ 公的資格(ビル経営管理士、日商簿記一級等)
- ・ 民間資格(FP、KINZAI金融業務検定等)
- ・ その他 : 資格試験か能力検定か

(2) 資格に係る規制等

- ・ 業務独占(医師、看護師、弁護士、公認会計士等)
- ・ 設置義務(宅建、アクチュアリー等)
- ・ 名称独占(保育士、不動産鑑定士等)
- ・ その他(何らかの優遇措置)

2. 求められるレベルと資格者数

(1) 求められるレベル

- ・ 金融実務経験を有する専門家(弁護士・会計士)レベル
- ・ 資格試験(司法試験や公認会計士試験)合格者レベル
- ・ 大学院(法科大学院・会計大学院)修了者レベル
- ・ その他
 - －ハイレベルのみにするか、いくつか異なるレベルを設けるか
 - －「法律」や「会計」などの専門ごとに資格を分けるか

(2) 求められる資格者数

3. 選考主体と選考方法、及び継続的教育の実施

(1) 選考主体

- ・ 国又は国が指定する機関
- ・ 自主規制機関
- ・ その他

(2) 選考方法

- ・ 試験制
- ・ 単位取得制
- ・ 実務経験を考慮するか
- ・ その他(科目合格を認めるか等)

(3) 継続的教育

4. 他の資格等との関係

- ・ 単独での法律事務(訴訟代理等)や監査証明業務
- ・ 弁護士資格・公認会計士資格との関係
- ・ 法科大学院・会計大学院修了との関係
- ・ FP、証券アナリスト、証券外務員等との関係

5. 官民の共通認識の促進や官民交流に向けて

- ・ 官民人事交流の事実上のパスポートとしての役割

6. 資格のグローバル化

- ・ 海外資格との相互承認
- ・ 一定の優遇措置